

南丹市地球温暖化対策実行計画

平成22年8月修正



平成20年3月

南 丹 市

目 次

第1章 基本的事項.....	1
1. 実行計画策定の背景.....	1
2. 計画の目的.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の範囲.....	3
5. 対象とする温室効果ガス.....	3
6. 温室効果ガス排出量の算定方法.....	4
第2章 温室効果ガス等の排出量と削減目標.....	7
1. 温室効果ガスの排出量.....	7
2. 温室効果ガスの削減目標.....	9
3. 目標値の設定方法.....	10
第3章 取り組み内容.....	11
1. 電気使用料の削減.....	11
2. 燃料使用量の削減.....	11
3. 公用車の適正使用.....	12
4. グリーン購入の推進.....	12
5. 水使用量の削減.....	12
6. 紙製品・事務用品.....	13
7. 廃棄物の発生抑制・リサイクル.....	13
8. 緑化に関する取り組み.....	14
第4章 計画の推進.....	15
1. 推進体制.....	15
2. 点検・評価.....	15
3. 計画の見直し.....	16
4. 実行状況の公表.....	16
第5章 資料編.....	17
1. 部署別電気・燃料、温室効果ガス排出量.....	17
2. グリーン購入の際に参考となる環境ラベル.....	20

第1章 基本的事項

1. 実行計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題

「地球温暖化」とは人間の活動が活発になるにつれて二酸化炭素などの「温室効果ガス」が大気中に多量に排出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。地球は太陽からの熱エネルギーで暖められ、暖められた地球からも宇宙空間へ熱エネルギーを放射しています。この熱エネルギーのバランスを取り、地球の平均気温を 15 度と生物が生きるのに適した環境を保っているのが「温室効果ガス」です。1990 年代に入り、地球温暖化が人類をはじめとする生物界全体に深刻な問題をもたらすことが指摘され始めました。世界の科学者で構成される IPCC(気候変動に関する政府間パネル)は、2007 年に発表した第 4 次評価報告書の中で、20 世紀半ば以降の世界平均気温の上昇は、その大部分が、人間活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いと結論付けています。

地球温暖化の原因となっているガスには様々なものがあります。なかでも二酸化炭素はもともと温暖化への影響度が大きいガスです。産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度も増加しています。

IPCC は、このままでは 2100 年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少ない場合には 1.1 度、最も多い場合には 6.4 度上昇すると予測しています。

(2) 地球温暖化の影響

地球温暖化はすでに異常気象などにより私たちの生活にも影響をもたらしています。今後、温暖化による砂漠化の進展や氷原・氷床の減少などの直接的な影響のほか、食糧生産、海岸の浸食、生物種の減少などにも一層深刻な影響がでてくるものと予想されま

1) 海面上昇

気温が上昇することにより、陸上の氷床・氷河の減少や海水の膨張により、海面上昇が懸念されます。IPCC は、第 4 次評価報告書で予測シナリオによって 18cm から 59cm の海面上昇を予測しています。海面が上昇することにより、日本でも多くの砂浜が消失し、砂浜の減少は台風などによる高潮などの被害が起こりやすくなります。

海外においてもオランダ、ドイツ北部、デンマーク、バングラディッシュ、ベトナムなどの海拔以下の地域を抱えた国やオセアニア諸国、モルディブなどの海拔が低い島を有する国にとっては国土の消失という差し迫った問題となっています。

2) 水資源の変動による農業への影響

地球温暖化により気候が変動すると、乾燥地ではさらに干ばつや砂漠化が進み、雨の多い地域では局地的大雨による洪水が増加するなど影響が出てきます。このことにより水供給のバランスが崩れ、深刻な水不足や水災害を引き起し、人命はもとより農業などに大きな影響を及ぼします。世界的な農業への打撃は、食糧の大半を輸入に依存している日本にとっては深刻な問題です。また、南丹市にとっては水菜、九条ねぎ、紫ずきんなどの京野菜の産地として多大な影響を受けることが予想されます。

表 1

わが国の主要農水産物の自給率 (2003 年)

単位：%

米	小麦	砂糖類	いも類	豆類	野菜類	果実類	肉類	卵類	魚介類
81.5	13.3	58.2	76.9	29.9	80.6	46.0	54.4	98.4	50.2

「世界の統計 2007」発行：総務省統計局

3) 自然生態系の変化

植物は地球温暖化による気温の上昇と共に適した地域を求め、北または高地へ移動しないと生息することができなくなります。しかし、植物が移動するよりも早く気温の上昇が北上すると、気候の変化に追いつけず、枯れたり、育成できなくなったりすることが予想されます。その結果、森林に生息している野生動物などは行き場を失い、絶滅するおそれが出てきました。

由良川の源流にあり、関西屈指の自然林が残る芦生の原生林の森も植生が変化し、森が枯れることが懸念されます。

4) 健康への影響

地球温暖化により、日中最高気温が 33～35 度を超えると、熱射病などの発生率や死亡率が増加するおそれがあります。また、気温や降雨量の変化が蚊に媒介される感染症であるマラリア、デング熱、西ナイル熱、日本脳炎などの発生地域拡大を予測する報告もあります。

(3) 計画策定の経緯

1985 年オーストリアで開催された地球温暖化に関して初めての世界会議、フィラハ会合で科学者たちが温室効果ガスによる温暖化を警告しました。その後地球温暖化問題について世界的に関心が高まり、1992 年 5 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで「気候変動に関する国際連合枠組条約 (以下、気候変動枠組条約)」が採択され 155 カ国が署名しました。1997 年 12 月に京都市で開催された気候変動枠組条約第 3 回締結国会議 (COP3) で「京都議定書」が採択され、わが国には 2008 年から 2012 年までの間に 1990 年レベルから 6%削減する目標が定められました。

こうした背景を受け、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下、「地球温

暖化対策推進法」が制定、2002年4月「京都議定書」の発効を受け全面施行されました。同法では国、地方公共団体、事業者、国民の責務が定められ、都道府県、市町村に対し温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられています。さらに2006年4月には、京都府において京都府地球温暖化対策条例が施行され、南丹市にも事業者としての地球温暖化対策に向けた取り組みが義務付けられました。

2. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び京都議定書目標達成計画に基づき南丹市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取り組みを自主的かつ積極的に行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3. 計画の期間

本計画は平成18年度（2006年度）を基準年度として平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間を実行計画の期間とします。

4. 計画の範囲

本計画の範囲は、南丹市の全ての事務・事業とします。対象となる施設等は表4に掲げるとおりです。

5. 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、市の規模や廃棄物処理施設を有していないことなどから、地球温暖化対策推進法第2条第3項で定められている6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素のみに限定します。

表 2

地球温暖化対策推進法で定められている温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主 な 用 途
二酸化炭素 (CO ₂)	石炭、石油、天然ガスの燃焼など
メタン (CH ₄)	農業関係、廃棄物の埋め立て、燃料の燃焼
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用など
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤
パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の洗浄ガスなど
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変圧器などの絶縁ガス

6. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令にもとづき、温室効果ガスを排出させる原因活動の種類ごとに、活動量あたりに排出されるガスの量（排出係数）を乗じることにより求めることとします。

温室効果ガスの総排出量は、温室効果の程度をあらわす地球温暖化係数を用いて、各温室効果ガスの排出量を二酸化炭素排出量に換算して求めることとします。

表 3

温室効果ガス排出係数（CO₂換算係数）

項目	単位	排出係数
電気使用量	kg/kWh	0.378
灯油	kg/ℓ	2.489
A 重油	kg/ℓ	2.710
ガソリン	kg/ℓ	2.322
軽油	kg/ℓ	2.619
プロパンガス（LPG）	kg/m ³	6.001

表 4

温室効果ガス排出量等調査対象施設等

所管部	施設名
総務部	本庁舎、管理公用車
企画管理部	市営バス車庫及び事務所、管理公用車
市民部	園部北部コミュニティセンター、園部南部コミュニティセンター、園部木崎町児童老人会館、園部城南町児童老人会館、日吉興風交流センター、美山環境衛生施設、女性の館、資源の館
福祉部	こむぎ山健康学園、八木老人福祉センター、美山高齢者コミュニティセンター、美山保健センター、園部保育所、城南保育所、子育てすこやかセンター、八木中央保育所(八木中央幼児学園)、八木東保育所(八木東幼児学園)、興風保育所、胡麻保育所、日吉中央保育所、みやま保育所、知井保育所、八木保健センター、日吉保健センター、子育て発達支援センター、大野保育所
農林商工部	日吉体験の森、園部船阪親水公園
土木建築部	園部公園、園部二本松公園、園部小山東町1号公園、園部新町公園、園部城南町防災公園、健楽憩の園、園部駅東口エレベータ、園部駅西口エレベータ、園部駅西口公衆便所、園部駅西口自由通路
上下水道部	園部天引簡易水道施設、園部大河内簡易水道施設、園部上水道施設(船岡浄水場)、園部上水道施設(船阪浄水場)、園部上水道施設(本梅浄水場)、園部法京飲料水供給施設、八木上水道施設(大藪浄水場)、八木川東簡易水道施設、八木神吉簡易水道施設、日吉生畑・木住簡易水道施設、日吉佐々江簡易水道施設、日吉中央簡易水道施設(殿田浄水場)、日吉中央簡易水道施設(和田浄水場)、日吉中央簡易水道施設(片野浄水場)、日吉胡麻簡易水道施設(胡麻第一浄水場)、日吉胡麻簡易水道施設(胡麻第二浄水場)、日吉四ツ谷簡易水道施設、日吉中世木簡易水道施設、日吉畑郷簡易水道施設、美山中央簡易水道施設、美山知井簡易水道施設、美山内久保簡易水道施設、美山平屋簡易水道施設、美山宮島簡易水道施設、美山鶴ヶ岡簡易水道施設、美山芦生飲料水供給施設、美山佐々里飲料水供給施設、園部西本梅浄化センター、園部西部浄化センター、園部船岡地区農業集落排水処理施設、園部摩気東部地区農業集落排水処理施設、園部大河内地区農業集落排水処理施設、園部天引地区農業集落排水処理施設、園部川辺地区農業集落排水処理施設、園部北部地区農業集落排水処理施設、八木西田中継ポンプ場、八木観音寺中継ポンプ場、八木美里クリーンセンター、八木神吉クリーンセンター、八木川東浄化センター、日吉殿地区農業集落排水処理施設、日吉四ツ谷地区農業集落排水処理施設、日吉下田原地区農業集落排水処理施設、

	日吉佐々江地区農業集落排水処理施設、日吉志和賀地区農業集落排水処理施設、日吉胡麻浄化センター、日吉殿田浄化センター、美山宮島地区農業集落排水処理施設、美山北・中地区農業集落排水処理施設、美山鶴ヶ岡地区農業集落排水処理施設、美山平屋地区農業集落排水処理施設、美山大野地区農業集落排水処理施設、管理公用車
八木支所	八木庁舎、八木東地区自治振興会館、八木東部児童館、八木梅ノ木谷公園、管理公用車、八木東部文化センター
日吉支所	日吉庁舎、日吉胡麻基幹集落センター、日吉産業振興会館、日吉市民センター、日吉駅交流センター、日吉殿田活力倍增センター、日吉殿田コミュニティ広場、日吉興風児童館、日吉木住親水公園、胡麻駅前広場、鍼灸大学前駅広場、日吉駅前広場、日吉防災センター、鍼灸大学前駅駐車場、胡麻駅前駐車場、日吉駅前駐車場、管理公用車、日吉興風交流センター、 日吉中村農村公園
美山支所	美山庁舎、美山第2庁舎、美山林業者等健康管理センター、美山林健センター診療所、美山農業振興総合センター、美山やすらぎの広場、管理公用車、 美山安掛農村広場、鶴ヶ岡公衆便所、安掛公衆便所
教育委員会	園部幼稚園、八木中央幼稚園(八木中央幼児学園)、園部小学校、園部第二小学校、川辺小学校、摩気小学校、西本梅小学校、八木小学校、富本小学校、新庄小学校、吉富小学校、神吉小学校、殿田小学校、胡麻郷小学校、知井小学校、平屋小学校、宮島小学校、鶴ヶ岡小学校、大野小学校、園部中学校、八木中学校、殿田中学校、美山中学校、美山山村留学センター、八木学校給食共同調理場、美山学校給食共同調理場、園部公民館、中央図書館、文化博物館、小山西町教育集会所、八木公民館、神吉教育集会所、八木東教育集会所、八木郷土資料館、八木図書室、日吉町郷土資料館、日吉町生涯学習センター、日吉図書室、美山図書室、美山文化ホール、園部公園多目的運動場、園部海洋センター、園部スポーツセンター、園部公園陸上競技場、園部中央プール、園部第2水泳プール、園部第3水泳プール、八木海洋センター、日吉興風体育館、日吉総合運動広場、日吉殿田運動場、日吉アーチェリー射場、日吉ユースホール、日吉興風プール、管理公用車、 日吉学校給食共同調理場、五ヶ荘小学校

第 2 章 温室効果ガス等の排出量と削減目標

1. 温室効果ガスの排出量

(1) 温室効果ガスの活動区分別排出量

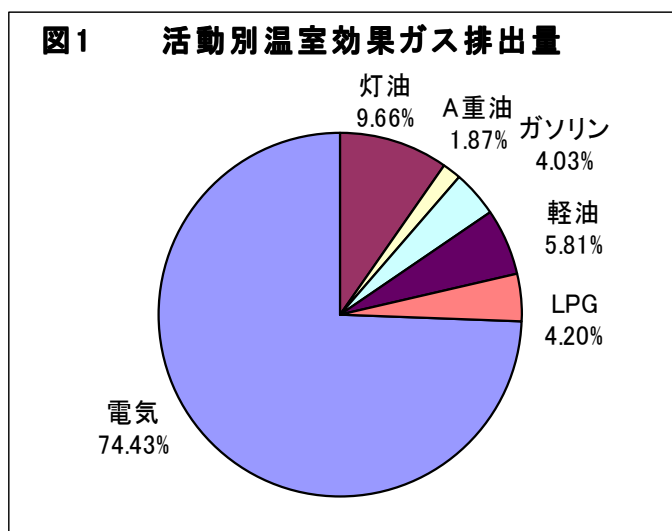
平成 18 年度の市の事務、事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素に換算すると、5,539,706 (kg-CO₂) となっています。

また、温室効果ガスの活動区分別排出量は、表 5 のとおりです。

表 5

温室効果ガスの活動区分別排出量

活動区分	使用量	排出量 (kg-CO ₂)	比率
電気の使用	10,347,115kWh	3,911,208	74.43%
灯油の使用	204,011ℓ	507,780	9.66%
A重油の使用	36,280ℓ	98,319	1.87%
ガソリンの使用	91,142.84ℓ	211,632	4.03%
軽油の使用	116,526.51ℓ	305,183	5.81%
プロパンガスの使用	36,791 m ³	220,776	4.20%
合 計		5,254,898	100%



(2) 温室効果ガスの部局別排出量

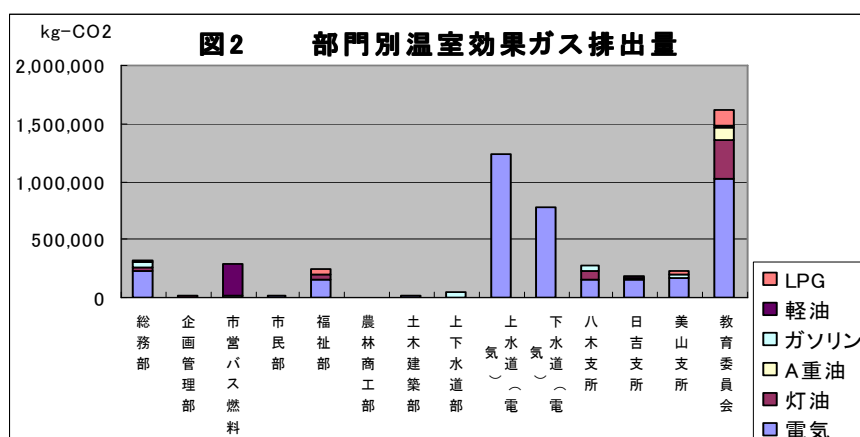
平成 18 年度の市の事務、事業に伴う温室効果ガスの部局別排出量は、表 6 のとおりです。

表 6

温室効果ガスの部局別排出量

部局	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部	318,787	6.07%
企画管理部	9,566	0.18%
企画管理部 (市営バス燃料)	287,506	5.47%
市民部	12,387	0.24%
福祉部	246,877	4.70%
農林商工部	2,387	0.05%
土木建築部	15,467	0.29%
上下水道部	41,596	0.79%
上下水道部 (上水道施設電気)	1,241,862	23.63%
上下水道部 (下水道施設電気)	772,813	14.71%
八木支所	278,744	5.30%
日吉支所	184,575	3.51%
美山支所	227,300	4.33%
教育委員会	1,615,031	30.73%
議会事務局	—	—
監査委員事務局	—	—
農業委員会事務局	—	—
合計	5,254,898	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。



2. 温室効果ガスの削減目標

平成 24 年度における温室効果ガスの総排出量を、平成 18 年度に比べて 5.5%削減します。

ただし、今後、整備拡充が進む下水道事業も含めた全活動においては、同 4.25%削減することを目指します。

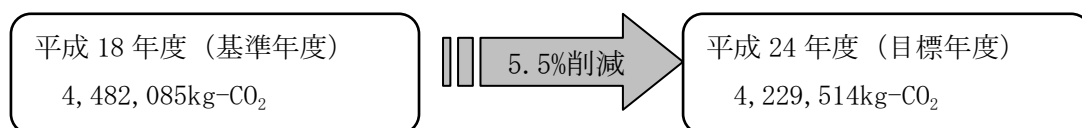


表 7

温室効果ガスの部局別削減目標

	基準年 (H18)	削減率	削減量	目標値 (H24)
総務部	318,787	7%	22,315	296,472
企画管理部	9,566	7%	670	8,896
企画管理部(市営バス燃料)	287,506	3%	8,625	278,881
市民部	12,387	7%	867	11,520
福祉部	246,877	7%	17,281	229,596
農林商工部	2,387	7%	167	2,220
土木建築部	15,467	7%	1,083	14,384
上下水道部	41,596	7%	2,912	38,684
上下水道部 (上水道施設電気)	1,241,862	3%	37,256	1,204,606
上下水道部 (下水道施設電気)	772,813	-2.85%	-22,025	794,838
八木支所	278,744	7%	19,512	259,232
日吉支所	184,575	7%	12,920	171,655
美山支所	227,300	7%	15,911	211,389
教育委員会	1,615,031	7%	113,052	1,501,979
監査委員事務局	—	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—	—
合計 (下水道除く)	4,482,085	5.6%	252,571	4,229,514
合計 (全活動)	5,254,898	4.4%	230,546	5,024,352

3. 目標値の設定方法

(1) 行政改革実施プランに即した目標値の設定

平成 19 年 6 月に策定した南丹市行政改革実施プラン（第 1 次）では、平成 23 年度末までの事務経費等の削減目標を、平成 19 年度比 6.5%としています。本計画は、平成 24 年度を目標年次としていることから、削減目標を 7%にします。

(2) 事業特性に応じた削減目標の設定

市営バスについては、民間バス路線の廃止等による地域住民と児童生徒の通学手段の確保及び地域振興のため、直営でバスの運行を行っています。市民の公共サービスの提供に欠くことができない事業であり、その事業特性を考慮して削減目標を 3%にします。

また、上水道事業は、公衆衛生の向上と生活環境の改善のため清浄な水を提供するという市民サービスに欠くことができない事業であり、その事業特性を考慮して削減目標を 3%にします。

(3) 下水道事業の整備拡充に伴う措置

下水道事業については、今後も施設整備が進み、供用区域や接続世帯の増加が見込まれます。大幅な増加要因を含んだ事務・事業を含めて目標値を算出すると、全体の取り組みが低調であると捉えられかねません。

そのため、目標設定は、下水道事業を除く市の事務・事業を対象とすることを基本目標として設定します。

ただし、施設整備が進む下水道事業においても、温室効果ガス排出削減の取り組みは当然必要であるため、併せて下水道事業を含めた全活動範囲に関する目標を設定します。

第3章 取り組み内容

1. 電気使用料の削減

(OA 機器)

- ・ 省電力モードに設定し、長時間使用しないときは電源を切ります。
- ・ 節電・待機モードの設定の活用など電力管理を徹底します。
- ・ 新規購入、リース時には環境に配慮されたタイプの機器を購入、リースします。

(照明機器)

- ・ 昼休み等休憩時間は窓口業務などの一部を除き、消灯を徹底します。
- ・ 始業前、夜間残業時は不要な照明の消灯を徹底します。
- ・ トイレ等常時使用しない箇所の照明管理を徹底します。
- ・ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図ります。
- ・ 照明点灯箇所の見直しを図り、不必要な箇所の消灯を徹底します。
- ・ 照明機器の清掃を定期的に行い、効率のよい照明管理を行います。
- ・ 新規公共施設整備時及び改修時には自然光を取り入れる工夫をします。また新エネルギーの導入に努めます。

(空調機器)

- ・ 室内温度を夏季 28℃以上、冬季 18℃以下に抑えるよう徹底します。
- ・ 職員は、夏季は軽装（クールビズ）、冬季は重ね着（ウォームビズ）をするなどの工夫をし、空調温度の適温励行に努めます。
- ・ 冷暖房時には窓口など一部を除き、ドア等を閉め設定温度の維持を図ります。
- ・ カーテン、ブラインド、すだれなどを有効利用し、空調負荷の低減を図ります。

(その他)

- ・ 退庁時や長期不在時はできる限り機器の主電源を切り、待機電力の削減を図ります。
- ・ 温水便座トイレは季節ごとに温水と便座温度の調整を行います。
- ・ 階段の使用を心がけ、エレベーターの使用を控えます。
- ・ 太陽光発電、バイオガス発電など温暖化対策に寄与する分散型電源の研究・実証を行います。

2. 燃料使用量の削減

- ・ ガスコンロや湯沸かし器の使用の際は、沸かし過ぎや適切な給湯温度の設定に留意し、使用後は止栓します。
- ・ ガスコンロの加熱防止を図ります。
- ・ 不在時や不要部屋での暖房器具の使用を抑制します。
- ・ 需要に見合った運転や熱損失の防止など、ボイラー等運転の適正管理を行います。

- ・ 暖房温度は 18℃設定に努めます。
- ・ 効率よく部屋が暖まるよう、ストーブ等の配置を考えます。
- ・ 利用機器を重油用から灯油用に変えるなど、より温室効果ガス排出量の低い燃料への転換について検討します。

3. 公用車の適正使用

- ・ 暖機運転の抑制、アイドリングストップ、急発進・急加速の抑制などをはじめとする経済運転（エコドライブ）の徹底を図ります。
- ・ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を行います。
- ・ 燃費の優れた公用車、排出ガスの少ない公用車を優先的に利用します。
- ・ 庁舎間の定期便の利用を励行します。
- ・ 出張や移動の際は、できる限り相乗りにも努め、また公共の交通機関を利用します。
- ・ 近距離の移動は自転車、原動機付き自転車等の活用を推進します。
- ・ タイヤの空気圧など、公用車の定期的な整備・点検を徹底します。
- ・ 公用車利用の際は、あらかじめ地図等で走行ルートを確認するなど無駄な走行を控えます。
- ・ 公用車の削減と適切な配車を検討します。

4. グリーン購入の推進

- ・ 照明機器導入に際しては、人感センサーやインバーター制御機器など省エネルギー型の照明機器の導入に努めます。
- ・ OA 製品の更新・購入の際は国際エネルギースターロゴの付いた製品を選定します。
- ・ 電気機器導入の際は、適正規模を検討するとともに、省エネ基準を満たしたものを選定します。
- ・ 燃料消費効率の優れた機器や設備の導入に努めます。
- ・ コピー用紙や OA 用紙は、極力古紙配合率の高い用紙を購入します。
- ・ トイレトペーパーは、可能な限り古紙配合率 100%に近い製品を購入します。
- ・ 事務用品は環境ラベリング商品を積極的に購入します。
- ・ ノート、フラットファイルなど紙製の事務用品については、極力古紙配合率の高い製品を購入します。
- ・ 広報誌、パンフレット等の印刷物の発注にあたっては、古紙配合率の高い用紙を指定します。
- ・ 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用します。

5. 水使用量の削減

- ・ 日常的な節水を励行します。

- ・ 水漏れ点検を徹底します。
- ・ 洗車回数の削減やバケツ利用などにより、公用車の洗車方法を改善します。
- ・ 節水こまや自動水栓など、公共施設への節水器具の導入を検討します。
- ・ 節水フラッシュバルブや流水音発生装置の導入により、トイレ用水量の調節を行います。
- ・ トイレ洗浄水の二度流しをしないように心がけます。
- ・ 雨水のトイレ洗浄水などへの利用を検討します。

6. 紙製品・事務用品

- ・ 両面、裏面、縮小コピー等、コピー機の機能活用やミスコピーの防止に努めます。
- ・ 電子メール、全庁掲示板などの活用によりペーパーレス化を図ります。
- ・ 会議では OHP、プロジェクターなどを活用し、印刷資料の軽減を図ります。
- ・ ペーパータオル等、使い捨て製品の使用を自粛します。
- ・ 封筒の再使用に努めます。
- ・ 機密文書を除く使用済み用紙は、分別を徹底し、リサイクルに努めます。

7. 廃棄物の発生抑制・リサイクル

(発生抑制)

- ・ 製品購入の際は、簡易包装製品、詰替え可能製品、再利用可能製品など、廃棄物の発生抑制に資する製品の購入に努めます。
- ・ 使い捨て製品の使用を控えます。
- ・ 物品等の長期使用を心がけます。
- ・ 用紙類の廃棄量を減量します。
- ・ 調理や学校給食等でも生ごみの減量に努めます。
- ・ 一般廃棄物の減量化を推進します。
- ・ 下水道汚泥の減量化について検討します。

(リサイクル)

- ・ 資源回収ボックス等の設置により、用紙類の分別回収を徹底します。
- ・ リサイクルトナーカートリッジの使用を励行し、使用後は回収を徹底します。
- ・ 一般廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 下水道汚泥の再資源化について検討します。

(公共工事における発生抑制・リサイクル)

- ・ 建設副産物の発生を抑制する広報や資材の採用に努めます。
- ・ 再生砕石や廃木材など、再生資材の利活用に努めます。
- ・ 工事で発生する建設副産物の分別回収や再資源化に努めます。
- ・ 関係者間の情報交換や調整を図り、建設副産物の工事間利用に努めます。

- ・ 合板型枠の合理的利用や鋼板等の型枠使用、プレキャストコンクリート化など型枠を使用しない工法を採用し、環境負荷の低減に努めます。

8. 緑化に関する取り組み

- ・ 公共施設の敷地内や周辺の緑化に努めます。
- ・ 庁舎等の屋上緑化や壁面緑化を検討します。

第4章 計画の推進

1. 推進体制

温暖化対策を全庁的に推進していく必要があるため、次のとおり推進体制を整備し進行管理を行います。

(1) 推進委員会

理事者（副市長、教育長、参与）並びに部長級及び支所地域総務課長で構成し、①計画の決定・見直し、②計画の推進、③実施状況の点検・評価・公表、④改善指示などを行います。

(2) 推進部会

部長級を除く全管理職及び支所地域総務課長補佐で構成し、①排出削減の実践、②計画内容の周知徹底、③各種調査の実施・報告、④計画に対する意見・改善提案などを行います。

また、推進部会の活動をサポートするため、各課に推進リーダーを選任します。

(3) 職員

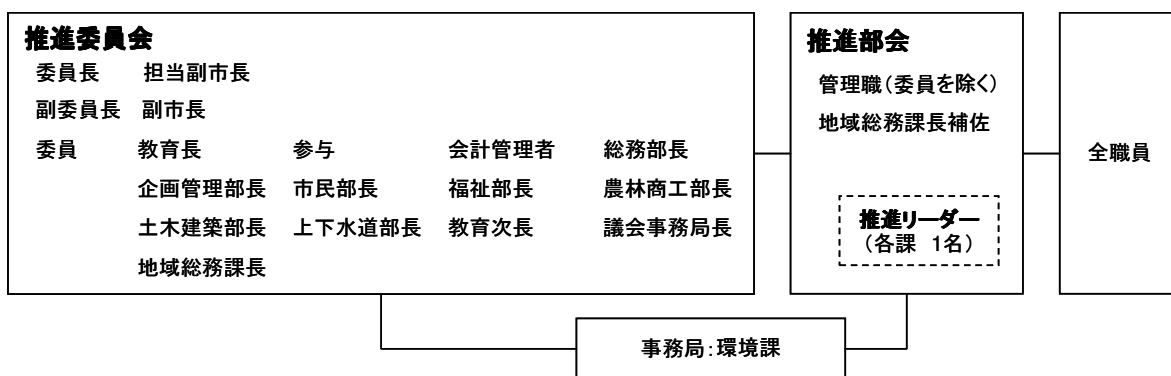
全職員が、推進委員会及び推進部会の指示によって実行計画を実践します。

(4) 事務局

市民部環境課が担当し、①推進会議及び推進部会の庶務全般、②職員等への情報提供・研修の実施などを行います。

図3

推進体制



2. 点検・評価

推進部会において定期的に進捗状況を把握し、推進委員会で点検、評価を行います。

3. 計画の見直し

計画期間中、今後の温室効果ガスの排出状況の推移、地球温暖化対策に関する国内外の動向、各種施策の実施状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直し・修正を行います。

4. 実行状況の公表

計画の進捗状況を毎年度取りまとめの上、ホームページ、広報誌等により公表します。

第5章 資料編

1. 部署別電気・燃料、温室効果ガス排出量

(1) 電気使用量

部局	電気使用量 (kWh)	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部	615,440	232,636	5.95%
企画管理部	11,695	4,421	0.11%
市民部	29,529	11,162	0.29%
福祉部	390,317	147,539	3.77%
農林商工部	6,315	2,387	0.06%
土木建築部	40,917	15,467	0.40%
上下水道部 (上水道施設電気)	3,285,351	1,241,862	31.75%
上下水道部 (下水道施設電気)	2,044,482	772,813	19.76%
八木支所	387,138	146,337	3.74%
日吉支所	407,876	154,178	3.94%
美山支所	429,419	162,320	4.15%
教育委員会	2,698,636	1,020,086	26.08%
議会事務局	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
合計	10,347,115	3,911,208	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

(2) 灯油

部局	灯油使用量 (ℓ)	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部	8,282	20,614	4.06%
企画管理部	2,017	5,021	0.99%
市民部	338	841	0.17%
福祉部	17,794	44,288	8.72%
農林商工部	—	—	—
土木建築部	—	—	—
上下水道部	325	809	0.16%
八木支所	33,144	82,496	16.25%
日吉支所	1,928	4,799	0.95%
美山支所	1,104	2,748	0.54%
教育委員会	139,078	346,164	68.17%
議会事務局	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
合計	204,011	507,780	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

(3) A 重油

部局	A 重油使用量 (ℓ)	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部	—	—	—
企画管理部	—	—	—
市民部	—	—	—
福祉部	80	217	0.22%
農林商工部	—	—	—
土木建築部	—	—	—
上下水道部	—	—	—
八木支所	—	—	—
日吉支所	200	542	0.55%
美山支所	—	—	—
教育委員会	36,000	97,560	99.23%
議会事務局	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
合 計	36,280	98,319	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

(4) ガソリン

部局	ガソリン使用量 (ℓ)	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部 (本庁公用車)	24,947.88	57,929	27.37%
企画管理部 (市営バス)	6,565.20	15,244	7.20%
市民部	—	—	—
福祉部	—	—	—
農林商工部	—	—	—
土木建築部	—	—	—
上下水道部 (公用車)	17,565.36	40,787	19.27%
八木支所 (公用車)	18,416.70	42,764	20.21%
日吉支所 (公用車)	6,236.00	14,480	6.84%
美山支所 (公用車)	14,662.00	34,045	16.09%
教育委員会 (公用車)	2,749.70	6,383	3.02%
議会事務局	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
合 計	91,142.84	211,632	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

(5) 軽油

部局	軽油使用量 (ℓ)	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部 (本庁公用車)	2,616.16	6,852	2.25%
企画管理部 (市営バス)	103,956.40	272,262	89.21%
市民部	—	—	—
福祉部	—	—	—
農林商工部	—	—	—
土木建築部	—	—	—
上下水道部 (公用車)	—	—	—
八木支所 (公用車)	1,709.30	4,477	1.47%
日吉支所 (公用車)	2,115.00	5,539	1.81%
美山支所 (公用車)	2,477.00	6,487	2.13%
教育委員会 (公用車)	3,652.65	9,566	3.13%
議会事務局	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
合 計	116,526.51	305,183	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

(6) プロパンガス (LPG)

部局	LPG 使用量 (ℓ)	排出量 (kg-CO ₂)	比率
総務部	126	756	0.34%
企画管理部	21	124	0.06%
市民部	64	384	0.17%
福祉部	9,138	54,833	24.84%
農林商工部	—	—	—
土木建築部	—	—	—
上下水道部	—	—	—
八木支所	445	2,670	1.21%
日吉支所	839	5,037	2.28%
美山支所	3,616	21,700	9.83%
教育委員会	22,542	135,272	61.27%
議会事務局	—	—	—
監査委員事務局	—	—	—
農業委員会事務局	—	—	—
合 計	36,791	220,776	100.0%

※ 端数処理のため、合計が一致しない場合がある。

2. グリーン購入の際に参考となる環境ラベル

<p>エコマーク</p> 	<p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISO の規格（ISO14024）に則った、わが国唯一のタイプ I 環境ラベル制度です。</p> <p>環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
<p>グリーンマーク</p> 	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。</p>
<p>再生紙使用マーク</p> 	<p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。</p> <p>古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用しています。</p> <p>3R 活動推進フォーラム（旧ごみゼロパートナーシップ会議）で定められたものです。</p>
<p>国際エネルギー スタープログラム</p> 	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU 等 7 か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。</p> <p>経済産業省が運営する制度です。</p>
<p>PC グリーンラベル</p> 	<p>環境にやさしいパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である有限責任中間法人パソコン 3R 推進センターが運営するパソコンの環境ラベル制度です。環境に十分配慮したパソコンの設計・製造や情報公開などに関する基準を「PC グリーンラベル基準項目」として定めており、パソコンの 3R を推進しています。</p>

<p>省エネラベリング制度</p> 	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。</p> <p>表示方法等について JIS 規格が制定されています。（経済産業省）</p>
<p>統一省エネラベル</p> 	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。（経済産業省）</p>
<p>自動車の燃費性能の評価及び公表</p> 	<p>自動車の燃費性能を示すマークで、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、20%以上上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示する。（国土交通省）</p>
<p>低排出ガス車認定 （平成12年基準）</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、超、優、良の3段階があります。環境省が定めた指針に合わせて国土交通省が運営している制度です。</p>

<p>低排出ガス車認定 (平成 17 年基準)</p> 	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です</p>
<p>PET ボトルリサイクル</p> 	<p>PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。 PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度です。</p>
<p>牛乳パック 再利用マーク</p> 	<p>使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマークです。 NPO 法人 「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営し、市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」とともに普及を図っています。</p>
<p>バイオマスマーク</p> 	<p>「バイオマス・ニッポン総合戦略」の普及啓発事業の一環として生れたマークです。生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品を認定しています。バイオマスの炭素は大気中の CO₂ を植物が光合成により固定したものであるため、燃焼しても実質的に大気中の CO₂ を増加させず、地球温暖化防止に役立ちます。(社)日本有機資源協会は、農林水産省と環境省の二省が所管する公益法人です。</p>